

第21回 農業ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成26年12月12日（金）16:27～17:56
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階第2特別会議室
3. 出席者：
（委員）金丸恭文（座長）、大田弘子（議長代理）、長谷川幸洋、林いづみ
（専門委員）北村歩、本間正義、渡邊美衡
（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、
山澄参事官
（農林水産省）経営局 渡邊農地政策課長
大臣官房 矢野評価改善課情報室長
（内閣官房）情報通信技術（IT）総合戦略室 神成室長代理（副政府CIO）
（関係団体）全国農業会議所

4. 議題：

（開会）

1. 全国農業会議所の組織改革の検討状況について
2. 農地情報公開システムの整備状況について

（閉会）

5. 議事概要：

○山澄参事官 それでは、定刻より若干早うございますが、おそろいでございますので、これより規制改革会議農業ワーキング・グループを開催させていただきます。

本日は、所用によりまして、浦野座長代理、滝委員、田中専門委員、松本専門委員が御欠席となっております。

それでは、ここからの進行は金丸座長の方によろしくお願いいたします。

○金丸座長 それでは、始めさせていただきます。

本日の議題は2つございます。最初の議題は「全国農業会議所の組織改革の検討状況について」でございます。本日は、全国農業会議所にお越しいただいております。全国農業会議所の組織改革の検討状況についてお伺いしたいと思います。また、農業委員会制度の所管省である農林水産省に同席いただいております。

議題2といたしまして、前回の農業ワーキング・グループで農地中間管理機構のフォローアップを行いました。その際に農水省から説明がありました農地情報公開システムについても全国農業会議所が整備主体でございますので、その状況についても併せて全国農業会議所からお話をお伺いしたいと思います。

なお、前回のワーキングの際、農水省から、本システムの整備に当たりましては、政府

CIOと相談しながら推進している旨説明がありましたので、本日は内閣官房情報通信技術総合戦略室の神成副CIOにも同席いただいております。

それでは、全国農業会議所から、最初に「全国農業会議所の組織改革の検討状況について」の説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○全国農業会議所 全国農業会議所の松本でございます。今日はこういう時間をいただきましてありがとうございます。

お手元に簡単なペーパーを用意しております。「農業委員会組織・制度見直しに関する要請」という3ページのペーパーでございます。今、座長からお話ございましたように、御案内でございますけれども、この6月24日に政府の改定の「農林水産業・地域の活力創造プラン」というのも決定されましたし、また、今日ここにもございますけれども、規制改革実施計画なり、あるいは日本再興戦略というのも閣議決定されたという経過を経ておりまして、その後、私ども御案内の整理がされたということで、改めまして、7月、8月に47都道府県、さらには、その下の各農業委員会に政府がまとめられました内容等について改めて御検討をお願いして、これからどのような対応をしていくのだということで改めて協議をいただきました。

その協議を積み上げまして、この間、組織的な系統組織として段階を踏んだ議論も積み重ねまして、お手元の3枚のペーパーが直近の私どものこの段階での一応中間整理と言いますか、そういう思いであります。約1,000委員会の農業委員会会長、代表者でございますけれども、1,700のうち1,000ほどございますが、その会長様方にお集まり願って、この段階で農業委員会組織として、予定されております次の通常国会には法案が出るということでございますから、それに向けて組織として、あるいは現場の皆様として、どのように意思を確認しようかということで、これは確認されたものであります。それをもって少し御説明したいと思います。

要請でございまして、法案をつくるとか提出は、正に私どもは当事者でございませぬので、当事者能力はないのでお願いをするという立場でございますけれども、新しい農業委員会制度を作り上げるという中で、「記」以下にポイント、私どもの要望を記載しております。

多分、想定でありますけれども、農業委員会法の第1条から改定をされるのだろうという抜本改正ということだろうと思っておりますけれども、そういう場合に、ここにございますように、農業委員会の目的に地域農業の維持・発展、こうした基本的な目標をきちんと位置付けていただきたいということの思いが一つであります。関連して書いておりますが、業務あるいは事務をきちんと位置付ける必要があるということでもあります。

2ページ目、2のところでございますが「代表制」の確保が大変議論になっておりまして、実は率直に申し上げますと、現場では、まだいろいろな農業委員さんあるいは農業委員会レベルがございまして、今般の公選制に準拠した選出方法について、これを廃止するという姿に大変不安なり疑義を持っている方々は現存しておりますけれども、その上で、

あえて私どもはいろいろ議論の上、ここに書いているような文案を、一応この段階では整理したものであります。その場合に、農業委員さんが現場で活動するということを考えた場合に、農地とかいろんな問題が絡んでいますから、地域の代表として選ぶ、そして、そのことが地域から信任を得ているということが制度的に担保されるということが、新しい仕組みになっても、その精神が織り込まれるということが絶対にどうしても制度的に必要だという考えであります。

2つ目、その手続といいますか、選出方法が市町村なりの地域の農業者からの推薦を基本として、透明性のある手続がなされる、選出方法がなされるという仕組みをこれから法律なり政省令なり条例ですと検討されるのでありましようけれども、そういう観点をきちんと織り込んでいただきたいというのが1点であります。

農業委員さんの定数の確保であります。今でも現場ではいろいろ調査とか状況確認についてマンパワーが足りないとかねがね現場からはあります。しかしながら、今般の約半減をするという方針も出されたわけでありまして、大変動揺が走っております。一方、農地法になりますけれども、農地台帳も法定されるということも打ち出されておりますので、そういうところの関係もあります。十分な農業委員さん本体の定数を確保いただきたいということが一つであります。現在、選任委員を除く、いわゆる選挙委員数は2万6,700人という定数を持っておりますけれども、これでも大変現場ではしんどいという声がかねがねあるのでありますが、ここを十分に確保いただくようなことについて御配慮賜りたいということでもあります。

そのほかに、利害関係がなく公正に判断できる者ということも提起されておりました。そういう観点でいきますと、私どもからしますと、学識経験委員さんかなというイメージを持つのでありますが、一委員会当たり人数といいますか、1人は必要でありましようけれども、この時代でありますから、多々益々弁ずということでもいいかどうかということはいく御検討賜りたいということでもあります。

4つ目に入りますけれども、農業委員さんと推進委員さんの一体的な運用、新しく想定されております最適化推進委員さんの定数の確保、こういうことについても御配慮賜りたいということでもあります。農業委員会の会長さん方も、このたびの方針が出されたことによりまして、具体的なイメージが湧かないものですからどのように農業委員会を運営するのだということで、雑駁な言い方をしますと、農業委員さんと推進委員さんの間に溝ができたり、なかなかその辺りについて危惧すると言いますか、心配が大変ございまして、これを発足させるに当たりましては、やはりきちんと連携が取れる、それもやはり制度としてイメージが湧く、そういう仕組みとして追求してもらいたいということの声が大変強うございまして、一体的な運用でございます。

それから、当然ながら、農業委員さん本体が減少する、人数が減ることであれば、こういう方々にどう補強して対応してもらおうかという観点で、ここの定数についても十分な御議論を賜りたい。私どもはそれなりの人数を欲しいということで、ここにございます

ように、かつて私どもが現場にお尋ねしたときに、農地の現状調査とかいろいろやるときに、大体1人100ヘクタールがカバーできる面積範囲だということが回答で大変大きなウェイトを持っております。そういう面で、100ヘクタールの水準を一つ念頭に置きながら、この推進委員さんの人数も決めていただくような、そういう要望をいたしたいと思っております。

なお、名前でどういう役割になるのか分かりませんが、例えば、構造政策が大変進んでいるような、もう8割農地の集積が進んでいるというような北海道とか、あるいは、一方、都市部の農業委員会、農地を維持、守るといって、それに専念するような委員会について、一律的にこういう委員さんを置くことに妥当性があるかどうかということは現場から提起されておまして、ここは弾力的に法制上も御検討を賜りたいということになります。

あと3ページにまいりまして、5番目でございますけれども、現在、意見の公表・建議など、系統組織として法定いただいております。かねがね私どもいろいろと御要望を申し上げてきたのでありますが、結果として法定を外すという形になっております。

率直に現場に問い掛けました。問い掛けた結果として、現場の農業委員さんあるいは農業委員会からの強い意向がありまして、これは引き続き閣議決定をされているけれども、現場としては法定を継続してもらいたいという声が大変強うございます。これは、是非、何とか再考をお願いしたいというのが率直な気持ちであります。

6番目、私どもにかかります都道府県農業会議・全国農業会議所の系統性の確保です。いろいろ議論があったと聞いておりますけれども、一応、法律に基づく組織として、ネットワーク組織として、引き続き存続して仕事をせよという整理になったと承知しておりますので、是非、新しい活動をスタートするに当たっても、あるいは新しい組織の実現に当たっても、この系統性について、ここに書いてあるような意味合いで、是非、御配慮賜りたいということになります。

7、8は、いわゆる法制度なりが新しい組織、仕組みの方に移っていくのに、やはり一定の周知期間とか、移るための時間的余裕とかありますので、そこの辺りについて、現場で混乱しないように十分な移行期間、時間の措置あるいは移行措置といえますか、そういうものをきちんと配慮願いたいということが7番目。

そして、8番目は、いずれにしろ新しいこの中で活動するにいたしましても自らの財源を持っていないわけでありまして、是非、活動のための財源あるいは事務局体制のさらなる強化、こういうことについても引き続き政府として御検討賜ればということになります。これが現段階での私どもの一つの整理、考え方ということになります。

これから姿が見えてきますと、新しいお願いごともしなければいけないということになるかと思いますが、以上であります。よろしく願いいたします。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入らせていただきたいと思います。

どなたか御意見、御質問がある方はお願いいたします。

どうぞ。

○渡邊専門委員 御説明ありがとうございました。2ページ目の「2. 農業委員の『代表制』の確保」の御説明のところ、公選に不安あるいは疑義があるという御説明でしたけれども、公選のどこに不安や疑義があるのか、そこをもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○全国農業会議所 今の話は公選に疑義ではなくて、公選で今は選出されている制度になっておりますので、それが今度の方針等では出されました公選による選出方法を変えて、首長さんによる選任制度に移るのだということについて、現場では今の仕組みについて大変思いが深いということでもあります。新しく提案された方法に変わることについて現場の一部には疑義を持っているということです。

○渡邊専門委員 要するに首長の指名について疑義があるということですか。

○全国農業会議所 そうです。という声が現場にはまだ依然としてあることは事実であります。しかしながら、私どもはいろいろな7月以降の議論の中で、ここに書いておるような整理を、系統組織としては一定の集約をこの段階ではしてきておるということでもあります。現場は現場としての意見がまだあることは事実であります。

○渡邊専門委員 現場の意見は公選でやってほしいということですか。

○全国農業会議所 というのも一部あるということです。

○渡邊専門委員 分かりました。

○金丸座長 それでは、林委員、お願いします。

○林委員 関連です。ありがとうございました。資料1の「2. 農業委員の『代表制』の確保」の今の点なのですが、要請文にあります3行目の「現行の公選制による取組に留意した市町村内の地域の農業者からの推薦を基本とした透明性のある手続により『代表制』を確保すること」。この文章の意味を詳しく教えていただきたいのですが、御趣旨としては、地域から推薦された方を市長が選任する際に参考程度として扱ってほしいという御趣旨にとどまるのか、それとも推薦された者を現職市長が選任すべきという御趣旨なのか、どちらでしょうか。

○全国農業会議所 後段ですね。参考にとどめるのではなくて、この推薦による指名がされた場合は、首長さんは選任する手続に入りますけれども、参考ではなくて、瑕疵がなければ、特別、法的に引っ掛かるようなことがなければ、ある面では自然に選任をいただく。議会のお話でいくと、議会の承認ということも手続が入っているようではありますが、現場からこの方を農業委員さんへという推薦がなされた場合には、よほどの特別の瑕疵がない限り首長さんは選任いただきたいということの意味合いであります。

○金丸座長 どうぞ。

○林委員 そうなりますと、市町村内の地域の農業者からの推薦ということなので、域外の方が農業委員になる機会というのが事実上なくなってしまうのではないのでしょうか。

○全国農業会議所 その場合は、農業委員さんには先ほどございましたように、第三者的な委員さんの想定も今回の提案ではされていると思っております。私どもは1人以上と、よく整理が分かりませんが、そういうこともこの段階では申し上げておるのですが、必ずしも域外の方が行政区の農業委員さんに入れられないということは全く閉ざしているわけではないのだろうと想像いたします。その辺りは、これからの法制上どのように検討されていくかということ。しかしながら、具体的な農業者の農地とか、そういうことについて行政執行な立場にある農業委員会の委員さんであるからこそ、直接的な農業者の信頼、そういうものを担保しなければ行政執行的に関わりにくい、また農業委員さん方も今までの仕事も経過も、そういう背景で仕事をやってきたのだということを強くおっしゃっておるので、そういうことをここには書き込んでおるつもりであります。

○金丸座長 北村専門委員、お願いします。

○北村専門委員 このたび最適化推進委員というものを新たに設けて、今までの農業委員会をサポートするような構想で出したわけなのですが、実際には、大変御苦労なさっているのだろうと思っておりますけれども、まだそれでもそういう情報を集める組織委員を増やすという中においても、今までの農業委員数が半減するということには、かなり抵抗感があるようにお書きになっていますけれども、これは専門的に情報を集める方々が地域に結構おられれば、かなり定数を減らしても情報を集める点においては議論が集中するという利便性があるわけで、そこら辺がそれでも今までどおり人数が要するというようなところに考えを持っておられるのはどういう意味合いがあつたのでしょうか。具体的に今までの数の方が良いという具体的な話はおありなのですか。

○金丸座長 お願いします。

○全国農業会議所 お答えします。輻輳する、現場で議論が百出しているところなのです。農業委員会の委員さんのおいでになる地域性とか、あるいは農業委員会の性格とかで相当受け止め方も違うのが現実であります。先ほど申し述べましたように、この名前からしますと、都市部の正に市街化区域農地あるいは白地のようなところがかなりカバー、大きい委員会などではこういう方の推進委員さんというのはどういう役割で意味付けがあるのだろうという話。あるいは北海道のように、今の農業委員さんでいいではないかと。しかも、構造政策はかなり進んでいる、8割までいっていると。日本の新しいプランは8割と目標にしているところですが、いっているところで今の農業委員さんの活躍でさらにこれをやればいいではないかという御意見も率直にあるわけです。

一方、農業委員さんは全体的な数は減らすという方針があるということと錯綜いたしまして、農業委員さんと新しい職責の推進委員さんが、では、農業委員会でどういう立場でと言っているのは、農業委員さんは首長さんが選任、この新しい職責の方は農業委員会が選任ということと言われておりますので、この運営について、2大グループになってしまって、何かやるというのだったら、多分地域の姿からするとなかなかうまくいかないよというのが現場の農業委員さん、農業委員会の会長さん方の率直な意見でありました。だか

ら、それを今度どういうように新しい仕組みの中にスムーズに活躍できるようにはめ込んでいただけるのか、そこをすごく心配もし、また是非、そこに知恵を出していただきたいという思いなのです。

決して、新しい方がたくさんおれば農業委員さんは少なくてもいいというのではなくて、農業委員さんも多分同じ仕事をやらなければいけないと思います。農村の地域の中で全く区分けして位置付けられるというわけにはいかないというところに現場からの声が強いということでもあります。

○金丸座長 では、大田議長代理、お願いします。

○大田議長代理 誰しも変化ということには不安を持ちますし、変化が好きな人はいないのですけれども、今の日本の農業がどういう問題を抱えているか、農業委員会の機能をどう見直していかなければいけないかというのは十分に議論したつもりですので、そこを受け止めて、今後の在り方を考えていただきたいかったなというのが率直な印象です。特に、ずっと重視されてきたのは、新規参入者、これは若者も含めて、農業に新規参入者を入れていく、域外からも入れていくということは非常に重要なポイントだったはずなのです。しかし、先ほどの林さんの御質問の継続なのですが、域外の方が農業委員になる場合どうするのか。

ここは地域の代表として担保されるということをかなり強調されておりましたが、先ほどのお答えでいうと、域外の方が入る場合は、学識経験者と同様の位置付けになって、一委員会当たり1人以上というところで担保されるというお考えなのかどうか、この確認が1点です。

もう一つ、お聴きたいのですが、意見の公表・建議、これは実施計画では行政庁への建議というのは法定業務から除外するという事になったわけですが、公表・建議を仕組みとして維持するという事は、閣議決定に真っ向から反対するという事なのでしょうか。

○全国農業会議所 1つ目の域外からと。その前に、今の農業委員会は現実に現場で見ただけであればいいと思いますけれども、一番率先して域外から新しい担い手なり若い人が入ってきたり、あるいは企業も含めてですが、それについて、今の農業委員会はいろんな地域の中で汗を流していると思います。自信を持って言えると思います。

現に、また事業としてもそういう取組を農業委員会の仕事としてやっていただいておりますから、それにどうドライブをかけるかとか、そういうことはあると思いますが、その関係の上で域外の方が農業委員会の委員さんに入っていくといったときに、これは行政の組織の在り方について、例えば、選挙区などもそうですし、市町村の自治体もありますけれども、その地域の行政執行について、その行政区域外の方々が入ることについて、何でも入ることが妥当であるかどうか。その辺りは、私は専門家ではないから分かりませんが、深く検討する必要があるのではないかと思います。今、言われた中で、私どもが言っておりますのは、地域の農業者の活動は、やはり地域の方々の信頼を得ないと仕事

ができないということを現場から言われているものですから、それを素直にその中に書いているというわけです。

今を変えていく点ですけれども、現行、例えば、A市に農地なり農業委員になる資格を持っておられても、あるいは農業委員を選出する資格があっても、農地を持っておられても、住所がB市にありますと、今の制度が良いかどうかは別にしまして、整理の仕方としますと、B市の農業委員さんを選出する権利を持つという整理になっておるのです。だから、その辺りは、根本的な行政区域と行政機関の委員の構成の在り方ということについて、それは正に根本的に検討いただくことが必要だと思います。私どもは、今のイメージを前提に、法制上の姿を前提に積み上げておりますので、大田先生のおっしゃる指摘は、私どもの所掌をはるかに超える検討事項ではないかと思えます。

法定化されているというのは、真っ向から反対するというのではなく、これも冒頭に申し上げましたけれども、現場の農業委員さん、農業委員会は閣議決定でそういう整理がされましたけれども、それでもこれは活動する上で法定していただきたいという声がありましたから、私どもは、それをきちんと受け止めてここに書いているということでございます。それ以上でもありません。是非、私どもとしては要請として再考をお願いしたいということでもあります。

○金丸座長 どうぞ。

○大田議長代理 確認ですけれども、域外の人が入ってこようとするときは、飽くまでその地域の既存の農業をやっている人が認めないとできないと、それが適当であると。

○全国農業会議所 そういうことではないです。今、地域で大変担い手もないとか、皆さん本当に新しい人材が欲しいところもたくさんありますね。そういう農業委員会は数少ないかもしれませんが、是非していただきたいということで活動していただいていると思いますので、地域の農業委員会でその地元の農地とかそういうことについて絡むわけがありますから、そこのところの限りにおいては、地元のそれぞれの方々からの信頼と担保がなければ肝心の仕事は遂行できないというスタートに立っている、ポジションに立っているということです。決してクローズで、入ってもらおうと駄目だというようなことを今やっている農業委員会というのは、私は承知しておりません。

○大田議長代理 でも、結局、域外の人を農業委員になるという道は閉ざされていると私は今、受け止めました。それともう一点、前段の御説明と後段の御説明が少し食い違って、意見の公表や建議をするのは業界団体と同じです。しかし、農業委員会は行政委員会で、その「行政区域」ということを強調されました。意見の公表・建議は、通常の産業であれば業界団体の役割になってきますので、だから法定から外すということにして、農業委員会の性格を明確にしてきたつもりなのですが、今日の御意見は、結局、前と同じにすると聞こえました。

○全国農業会議所 先生の御主張もあろうかと思えますけれども、私どもは農業委員さん、農業委員会の素直なお声をここにまとめているつもりでございまして、農地とか、農地の

利用調整とか、相談活動とか、そういうものを日常の業務として農業委員さんにはやっていただくということに、今はなっているわけですね。これからも多分そういう世界が続いていくのだろうという想定の下で考えますと、そういう取組をやりますと、やはり現場からいろいろと政策的、行政的に御要望も出る、それは必ずつなげなければいけないのです。そのまま放っておくわけにはいかない。そういう相談活動、権利関係の調整もするわけですから。それで私どもの業務は終わりですよとならないように、そここのところを現場としては単なる業界団体で意見を言ったらいいではないかということではなくて、だからこそ、こういう取組の裏腹の関係での意見の公表とか、そういうことを行政の首長さんとか議会につなげる、そういう機能を認めていただきたいと思います。と思っています。

○金丸座長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 首長さんや関係者に意見を言うのは一向に問題ないと思います。それをなんで法定化しなければいけないのですか。通常の役所だって、別にそういうことはしょっちゅうやっているわけです。こういういろんな現場を受けて、行政執行上、こういう問題があるということがあれば、それを首長さんなり関係議員さんに伝えるということは別に普通に起きていることで、何もここで農業委員会だけ意見を伝える仕組みを法定化しなければいけない理由が分からない。

○全国農業会議所 いやいや農業委員会だけではないです。商工会もありますよ。法定されておりますでしょう。

○長谷川委員 商工委員会のことはどうでもいいですけども、まず農業委員会がなぜ法定化しなければいけないのかという理由。

○全国農業会議所 法定化をしなければいけないのはなぜかというのではなくて、今までもその下で農業委員会としての仕事、いろいろな政策提案もさせていただいてという実績に基づいて、素直に現場からはそういう声が出ているということを率直に先生方におつなぎしておるのです。

○長谷川委員 これは閣議決定を既にしたことなので結論は出ているので。

○全国農業会議所 その上で、現場からはそういうことを、私ども農業会議所でそういう立場にありますので、それは先生方におつなぎしなければいけない立場ということを申し上げているわけです。

○金丸座長 松本専務、一つ確認したいことは、今回おまとめになられた要請の中に、規制改革の実施計画では情報開示のことについて我々は触れているのですけれども、その情報開示のところについては、何ら御意見、御要望がなさそうなのですが、皆さんの御議論の中だと、あのおりでいいと思ってらっしゃると思っていいですか。

○全国農業会議所 一定のルールの下に、そういう世界を進めていくことについては、内緒にしようとかそういうことはないだろうということで、これは昨年の国会で法定もされまして国民の皆さんに一定の条件の下で情報をオープンにしていくということは、国権の方針として決められておりますので、既に法律は通っているということでもあります。

○金丸座長 あと、今、議論があったのですけれども、先ほどの建議のところですが、法定されていなければ農業会議所がおっしゃる意見が変わりますか。法定されていようと、されていまいと意見の中身は変わらないですね。

○全国農業会議所 今までは法定の中でやってきましたので。

○金丸座長 やる気が出ないということですか。

○全国農業会議所 そうではなくて、むしろ。

○金丸座長 おっしゃる意見の中身が変わるわけではないですね。例えば、松本専務がどんな御意見を持ってらっしゃいますかと、どんな1年間でしたかと聞いたときに、かくかくこうこうこうということがあったのでこうしてほしいと、例えば、政府に言う内容は変わらないですね。

○全国農業会議所 今の農業会議所ということを想定すればそうですね。

○金丸座長 農水省はそれを聞くときに変わりますか。

○全国農業会議所 根っここの一番の元の農業委員会は、例えば、総会で政策提案を議論されまして決められますね。それで首長さんの方に出されますね。そうすると、やはり単なる一個人とかあるいは農業委員さんが持っていくのと、法定されるということは何となく行政としてきちんと報告も受けられるのです。1年間、これは重い。農業委員会の報告をちゃんと重く受け止めていただく。だから、農業者にもまたつなげるということがありますので、そばで見ているよりは重いのだという強い思いで、私どもは意見するということがあります。

○金丸座長 受け止める側だと。

○全国農業会議所 それもある。

○渡邊専門委員 それであれば、例えば、公表・建議について、農業委員会は置いておいて、都道府県農業会議であるとか全国農業会議所は、それは不要と考えてよろしいですか。

○全国農業会議所 一応、農業委員会のサポート機能というところについては、ネットワークとしてこの整理になっておりますね。一応、答申とか閣議決定の中では、この段階での組織については農業委員会の事務、業務をサポートする機関として必要だろうという整理をいただいたと承知しておるのでありますけれども、そういう面でいきますと、それは市町村の行政の中でのいろんな農業委員会の取組だけではなくて、県政とか国政とか、そういうところにつないでいくというルートとして効率的なルートとしてあってもしかるべきではないかと私は思います。

○金丸座長 どうぞ。

○本間専門委員 6番に書かれている都道府県農業会議と全国農業会議所の系統性の確保についてお聴きします。まず、系統性ということについて、何ををもって系統性と言っているのか、そこを御説明いただけますか。

○全国農業会議所 一番は、取組の組織の構成のありようですね。都道府県の組織と農業委員会との間で組織を成立させる構成員の在り方とか、あるいは財政負担の在り方とか。

組織ですから、使命があって活動するわけでありましょうから、そのための財政、組織を構成する手続の姿、そこは系統性だと思います。全く関係なく、理解があればお互いに協力し合おうとか、そういうものではないということでもあります。

○本間専門委員 それが必要かということについて、先ほどから議論があったように、農業委員会のネットワークとして都道府県レベルあるいは全国レベルの法人が必要であり、おっしゃっていたように、様々な支援、新規参入の支援を含めて行う。そのために、規制改革実施計画では現行制度から都道府県・国が法律上指定する制度に移行するとしています。こういうネットワークではどうして各市町村の農業委員会がうまく機能しないとお考えなのですか。

○全国農業会議所 やはり双方向で密接に仕事をする上では、単に言われるようなネットワークをさらに超えた系統的な組織というものがより効率的あるいは使命としての仕事をできると、今、理解しておるわけでございます。

○本間専門委員 ネットワークを超えた組織と言いますか、それはある意味で上意下達ということをお考えなのでしょうか。

○全国農業会議所 今の系統は、私ども不思議だと思いますが、自主性、自立性を阻害するという文言がありましたけれども、現場からお聞きしても、今の県の農業会議あるいは会議所が現場を阻害するような位置付けとして理解していないと皆さんから聞きますので、むしろ素直にお役に立つ、しかも双方向で密接な仕事ができる、そういう意味での系統性であります。血のつながりが深くて良い仕事がよりやれるという意味合いで、組織にあってもそういう関係が必要だと思っているわけです。

○本間専門委員 血のつながりというのはよく分からないのですけれども、我々が提案したことは双方向も考えているわけです。様々な意見交換もすれば、必要に応じて、例えば、遠くの市町村の農業委員会へのつながりを含めて連携する。そういうことは必要だと思っていますし、そういう組織として新たに衣替えをするということを提案したわけですね。それが系統でなければいけないというのが、よく私には理解できない。つまり、我々が提案した内容で何ができないとお考えなのか。農業委員会に新たに課せられた課題等をクリアしていくために、我々が提案したようなネットワークで解決できないというのはどういうものをお考えなのかお聴かせください。

○全国農業会議所 先生方の大変な御議論をなされた御提案の詳細は分からないので、出された文面の限りにおいてしか私どもは分からないのでありますけれども、それは大変な御議論をされた、精緻な議論がなされたということだろうと思いますけれども、やはり今の県段階と農業委員会の関係におきましても、いろんな行政的な、仕事を進める上で県段階の構成員がちゃんとしっかりと農業委員会と直接的に構成されているという枠組みになっておりますから、そういう面でサポートするに当たっても大変実働の世界では役に立つといたしますか、お互いに信頼関係があって効率的にサポートの効果も出るし、また、いろいろな意味で前向きな対応ができるということで、系統性という言葉が古くてというのな

らば、ネットワークも私どももどういうものなのか分からないのです。むしろネットワークというのはどういうあれなのか、しかと先生方にも御説明いただければもっと安心するかもしれませんけれども、私どもからすると、系統性というイメージのところの世界が大切だと思っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

この後、もう一つの議題があるのですが、どうぞ。

○羽深室長 事務局なのですけれども、申し上げるまでもなく、これは閣議決定しているもので、次期通常国会に法律を出すということになっています。それは農水省あるいは内閣で合意していることですので、今、お話を伺っていると大分違う方向のこともおっしゃっているようなのですが、ミスリードすることになってはいけませんので、その辺はきちんとやっていただきたいと思っています。

○全国農業会議所 閣議決定、要するに最終的には国会で最終的な決定がなされるということですね。それだけ確認できれば結構であります。

○金丸座長 それでは、この辺りで本議題は終わらせていただきます。いずれにいたしましても、今、羽深室長が申し上げたとおり、本日の内容につきましては、農水省が今後、次期通常国会に提出予定の法案の検討をされていく中で、この農業ワーキング・グループとしては、後日改めてまた農水省の法案検討状況をお伺いしてフォローアップを行っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議題2の「農地情報公開システムの整備状況について」に入ります。

それでは、農業会議所から御説明をいただきます。

○全国農業会議所 大変恐縮でございますけれども、担当部長を連れてまいっておりますので、私の任務を超えているところもありますので、担当の方から御説明させていただきます。お許してください。

それでは、「農地情報公開システムの概要」ということで資料を出させていただきます。大変申し訳ございません。最終ページが10ページでございました。ミスしております。そこだけ修正していただければというところでございます。

1枚おめくりいただきまして、今回の農地情報公開システムの基本的なデータとなります農地台帳について、まず御説明をさせていただければと考えております。農地台帳につきましては、市町村段階に設置されております農業委員会が具体的に自らの法令業務等を実施するに当たりまして、全国で言いますと、約450万ヘクタール、おおむね5,000万筆程度の農地の権利移動、こういったものを許可ですとか遊休農地の発生防止ですとか解消等の施策推進に活用するために整備しているものであります。同時に、農業の生産性を高め、競争力を強化するためには、農地の利用集積、集約化を加速していく必要があるということは御案内のとおりかと思っておりますが、同時に生産コストを削減していくことも大変重要だということでありまして、その意味からいたしますと、農地の情報を担い手や農

地中間管理機構、今般立ち上がった機構でございますけれども、こういったところに関係機関等が自由に農地情報に接することができるようにしていくことが重要だと考えている次第であります。

このため、昨年制定されました農地中間管理機構2法によりまして、全国全ての農業委員会で農地台帳と、これに連動します農地地図につきまして、これを作成して公開することが今般改正されました農地法の中で定められたところでございます。現在、農地台帳については、全国の農業委員会で電子化を進めてきたわけでありましたが、結果として、実態として約9割の農業委員会で農地台帳のシステム化が進んでいる状況でございます。ただし一方で、農地地図、こういったものがシステムとして入っているということで申し上げますと、全国では約4割程度にとどまっている状況であります。

2ページ目以降でございますが、今、申し上げました農地台帳というのがどういうものかということで、具体的なイメージということで出させていただきます。

3ページ目に入りますと、こうした農地台帳の基本といたしまして、農地地図としてはイメージとしてこういう形になっていますよということを出させていただきます。実際に3ページ目を見ていただきますと、右の下の枠のところ、耕作者A、B、Cということで、耕作をしている人を農地の地図上で色分けができるということの機能を有しているものであります。実際に、現行、人・農地プラン等も含めて、こういった地図がないとなかなか利用集積が進んでいかないといったことがありますし、耕作者がどこの農地を耕しておって、参入希望者などが借入れの可能な農地はどこかといったことが一目で分かるような、こういった情報提供が必要ではないかということでございます。

それをさらにイメージ化したのが4ページ目になっておりまして、実際に私どもの組織であります長野県農業会議の方でやっているような、こういったシステムのものを出させていただきます。農地中間管理機構の観点ということで申し上げますと、現行の利用集積という契約行為がいつ終了するのかということところが逆に必要になってきます。そういった意味でいきますと、4ページ目に出させていただきますのは、左上の四角のところ、利用権設定の終期というのが表記されております。右下を見ていただきますと、色分けで、今年でもうこれは終期を迎えますよとか、ここは2年後ですよというようなことがそれぞれ情報として地図上に表記するということが出ているところであります。

こうしたものを具体的に全国的なシステムとして構築していこうというのが今般の農地情報公開システムということでございますけれども、5ページ目をお開きいただきまして、現在、私どもの方で事業実施主体として開発の方を進めさせていただいている農地情報公開システムを、一応、来年4月から運用を開始する予定になっておりますけれども、このことの内容をこういう形で示させていただきます。

農地台帳の情報を地図上に表示し、誰でもそれをインターネットで見ることができるよう全国段階で一元的なシステムを整備することとしているということであります。当然、このことによって、参入希望の方々あるいは担い手の方々、こういった方々が農業委員会

の窓口に行かなくても具体的な情報が見られるという経過になります。

この来年4月の運用の姿から、最終的、将来的なものとして、6ページ目に将来の運用の姿ということを示させていただいております。こういうシステムを整備するという事業を私どもが受託させていただいたわけですが、御案内のとおり、こういったシステムに専門性を有する団体ではございません。そうしたことから、政府CIOの皆様方に大変御指導、御助言をいただきながら進めてきたわけでありまして、どうしても当初は、システムがそれぞれの農業委員会に入っておりますものですから、それをそれぞれでやるべきかなと考えておったわけですが、政府CIOの皆様方の御指導の下、こういった形で全国一元的にクラウドを活用して、最も効率的かつ適正なものとして作業を、今、進めているということでもあります。

クラウド上に整備する情報管理もシステムへ一元化していくということに将来的にはなっておりますし、公表情報に加えまして、現状では市町村がなかなか外部に出すことが難しいとされております。難しいというのは、市町村の条例等で個人情報の規制等がありまして、こういったものについても、将来的には所有者の住所等の非公表情報についても扱いたいということで、現状考えて開発を進めているところであります。

具体的な文字として表記しますのは、7ページ目でございます。先ほど言いました、来年4月以降の運用という観点からいたしますと、現状のシステムの整備は26年度中に開発をしていくというフェーズ1というもので、今、取り組んでいるところであります。具体的な内容の柱は何かということもございますけれども、フェーズ1につきましては、法律で定められました農地情報の公開、これは農業委員会に義務付けられたものでございますけれども、これを達成することを主眼として、今、開発を進めているという状況であります。

将来的な姿という表現で言いますと、この右側でございます。27年度以降に開発をするフェーズ2というものがこれに該当しておりまして、このことについても今年度中に仕様書等を作成し、開発ベンダーさん等も決定していきたいと思っておりますけれども、その意味からしますと、26年度で一つの開発ベンダーさん、27年度は別途改めて入札を行って進めていくということで御指導いただきながら進めているところであります。

そのスケジュールといたしまして、8ページ目に示させていただいているところであります。現在、12月の半ばということでございまして、具体的な農業委員会から御提供いただく農地台帳のデータ及び農地地図のデータ、この収集を進めている時期になってきたという状況であります。

その実施体制といたしまして、これは参考ということでも結構かと思いますが、9ページ目でございます。先ほど申し上げましたとおり、事業実施主体は私ども全国農業会議所でございますが、事業責任者として事務局内担当部長、職員というものを張り付けておりますし、このシステムを開発するに当たって、システムコンサルタントさんをまず公募して決定させていただきながら進めているという状況でありますし、具体的な現状のフェー

ズ1の開発ベンダーということでは、下の四角のところに6社のお名前を出させていた
いているところでもあります。

こうした中で、今、進んでおるわけですがけれども、最後の10番目でございます。これま
での取組と今後の対応、いわゆる少し課題がありますねというところを御説明したいと思
っております。

一つには、改正された農地法も4月から施行されたわけでもありますけれども、こうした
農地の情報を一般にインターネットを活用して提供していくということについて、一般農
家の皆さんにさらに周知をしていく必要性があるということが大きな課題かと思ってい
ます。

またフェーズ2と言われるものに向かって、一つはニーズ把握をきちんとしなさいとい
う御指導も頂戴しているところでもあります。そのために、ここに記載しております日本農
業法人協会の会員の皆様方にも、こうしたシステムの内容とともに、具体的な御要望等も
お聴きしているような状況でございます。

3つ目の○でございますけれども、もう一方で、先ほど来から出させていた
いでございますけれども、農地中間管理機構あるいは実際にこれを活用していきます農業委員会等が
具体的な業務の中で必要となるべき機能あるいはそういった情報、これも具体的にさらに
詰めている段階であります。

それとともに、農業委員会で所掌事務として把握できる情報とそうでない情報もやはり
出てまいります。ちなみにということと言いますと、経営者の皆様方から、圃場の土壌の
条件はどういう条件になっているのかと、こういった情報も入れてほしいという御要望を
いただいているところでもありますけれども、私どもとしては、組織としてはなかなか知り
得ない情報ということもございまして、ここにも記載させていただいておりますけれども、
関係します農業団体の皆様方から、こうした情報の御提供を受けたいということが一つと、
当然、一定の機密等についての契約等を結びながら、総合利用のためにどうしていくか
ということも意見交換を実施して進めているところでもあります。

これまでも政府CIOの皆様方、IT総合戦略室の皆様方にも御指導をいただきながら進めて
おるわけですがけれども、今後につきましても、こうした御指導、御助言の下で、より良き
システム開発に努めてまいりたいという所存でございます。

以上で御説明申し上げます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入りたいと思います。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 とても基本的なことですがけれども、予算措置は農水省だと思
うのですが、どのくらいの規模と、あと毎年のランニングコストはどのくらい想定されてい
るのでしょうか。

○農林水産省（渡邊課長） 農地政策課でございます。5ページに書いてござい
ますけれ

ども、クラウド形式で一元的なシステムをつくるのに対して69億円、これは25年度の補正予算で獲得してございます。そのほかに各農業委員会の方から全国にデータを出してもらうために、今、使っているシステムのままではデータを中央に出せない場合があるので、そのデータをちゃんと出せるような仕組みにしてもらうために補正予算として41億円要求しております、両方合わせますと110億円獲得しているということでございます。

○長谷川委員 毎年の経費はどのくらいなのですか。

○農林水産省（渡邊課長） 毎年の経費はまだ具体的に計算しているわけではございませんけれども、クラウドになってしまうと地図をどうやって更新していくか、そういうことなので、そんなに多額の費用がかかるとは今のところ見込んでおりません。

○金丸座長 大田議長代理、お願いします。

○大田議長代理 農水省に伺いたいのですが、このシステムで農水省はどう関与しておられるのでしょうか。予算を付けるだけなのか、仕組みについても入っておられるのかというのを伺いたいのです。

○農林水産省（渡邊課長） 基本的には、まず予算を獲得して、その予算をちゃんと執行してもらう事業主体を決めるというところまでが我々がやらなければならないところなのですけれども、実は政府の中で、こういうITシステムをどうつくっていくのかというのは、今日お見えになってはいますが、内閣官房の方にIT総合戦略室というところがございまして、そこの中身についても実質的にはお話をさせていただいてございまして、そちらの御指導をいただいて実施主体に我々も入って指導して、政府の方針を実施主体にしっかり実現してもらうということをやらせていただいております。

○金丸座長 神成さん、何か。

○内閣官房（神成室長代理） 先に手が挙がりまして、先にどうぞ。

○渡邊専門委員 逆に内閣官房のIT総合戦略室に今まで農業会議所と農水省から御説明があったとおりと御理解されてらっしゃるのか、スケジュールどおりに出来上がるのか、内容に問題がないのかということをご担保していただきたい。

○内閣官房（神成室長代理） 神成でございます。

まず、資料に一部誤記があったとされていて、9ページの事業実施体制でシステムコンサルタントがフェーズ1・2を通してと書いてあるのですが、一応、これはフェーズ2の設計までは入っているのだけれども、今年度だけです。だから、フェーズ1・2を通してではなくて、フェーズ1の進捗管理とフェーズ2の設計までが、今、ITbookさんに発注になっていて、来年度以降は入っていないというのをまず一つお断りさせていただきます。

今、予算の話が長谷川さんからありましたけれども、実は当初、御存じの方も多いと思うのですが、これはクラウドになっていなくて予算が積算されておりました。CIOの遠藤がおかしいのではないかとということで抜本的な見直しを要求いたしましてクラウドの形を私どもから提案して、現在、それに基づいて積算をして開発に入っているところでございますが、その前に、69億円に関しまして、既に一括で農業会議所さんの方に予算が行ってしま

っているということで、今、その予算の中でなるべく我々としては予算を落とすため、より効率的につくれという話をしているところでございます。

うまくいっているかと言われると、大変ですというのが本音で、フェーズ1の開発、設計をしてもらっているのですが、開発能力が高くない、つくり方から我々が介入して、資料をつくらせているような段階で、基本設計を何回つくり直させたかなぐらいのところでは何とか落とし込みをしているところでございます。今まで1,700は全てシステムが散っていて、区域をまたがると検索もできない状況だったので、我々的にはフェーズ1で可能な限りシンプルに集約をして、レガシーをなるべくローカルでは減らして、完璧にするのは今までのデータの持ち方からできないので、「フェーズ1で開発する分はクラウド上に集約する」、「フェーズ1において、各農業委員会のシステム改修をローカルで発生する分は可能な限り小さくする」という条件で、私としては、本音ではフェーズ1・フェーズ2を分けず、一括で2年間で良いものをつくりたかったのですが、法律事項で来年の4月、今度の4月に最低限やらなければいけないということなので、手戻りがないように可能な限りクラウドに寄せて、結局はその後の投資的には無駄になる可能性があるローカルでの開発・改修をなるべく減らす形でやっていただくということでフェーズ1をつくっていただいている。

地図の話もありましたけれども、既存のものを最大限利用、活用するとともに、フェーズ2のときにベンダーロックが掛からないように、ソフトバンク・テクノロジーさんが入っていることでお分かりのとおり、YAHOO!地図をベースにある程度考えられていますが、それがベンダーロックにならないような形でAPIを定義してやっていただくということの基本方針としてやっていただくということ、今、お願いしているところ。また、それぞれのシステムが各農業委員会に入っているわけですが、それを可能な限り機能的なクラウドに集約できるような設計をフェーズ2に向けてやっていただくということで、ITbookさんにもそういう形でやっていただくようお願いしているところなのです。さらに、運用経費とその後のコストを含めてROIがきちんと得られるようにトータルのコスト管理をしたいということで、来年度予算に関しましても、こちらから、今、農水省さんに質問・確認させていただいて、正直先ほど渡邊課長がおっしゃったように、来年度はまだ見えないのでということで、それは今年度後半から来年度にもう一回精査しなければいけないかなと思っているところです。

○金丸座長 もともと農地情報公開システムは我々と農水省の間では、農地中間管理機構の制度設計の中でデータベースシステムの存在というのがコアになっていて、そういう意味では農水省さんから先ほど御説明のあった、予算だけぽんと農業会議所に主体としてあげたところで、農業会議所がその実行能力があるのかという問題意識があって、そこは踏み込ませていただいた。先ほどお話の出た、一番最初はスタンドアローン型で、従来型でネットワークにもつながっていないものを刷新化する。そうすると、今ある農業委員会に、例えば、域外の人が農地台帳何とかシステムを見ようと思っても、物理的にそこに行かな

ければいけないだろうという、それはないだろうということになった。私が言えば言うほど神成さんの仕事が増えるという構図なのですが、山村さんも先ほど一生懸命御説明いただいたのですが、大丈夫ですか、できそうですか。何かあれば早めに言ってもらった方が良いでしょう。我々、ボランティア活動みたいなもので、私のミッションを超えているんな助言をしてきた。それで私が質問すると山村さんが答えられるかどうか分からないのですけれども、神成さんが答えることになるなら、後で2人でもう一回やった方が良いでしょう。

もう一回整理したいのだけれども、農地システム、農地台帳システムは90%導入済みですと言いましたね。そうすると、90%の農地台帳システムを提供しているベンダーの数は何社あるのですか。

○全国農業会議所 おおむね33社と把握しております。

○金丸座長 では、それが33社あるではないですか。今度、地図のデータベースを提供している会社は何社ですか。

○全国農業会議所 おおむね6社。

○金丸座長 だから、今回のチームの編成を見ると、33の農地台帳システムを持っているベンダーよりも主体というか重要性が地図情報を提供している会社について、それをソフトバンク・テクノロジーがインテグレーションするという構図なのですね。設計から開発して、施行して運用テストも行って納めるというところなのですから、その実効性がもともと相当不安だと。そうすると、先ほどのフェーズ1ですけれども、90%の農地台帳システムは33ベンダーのシステムがあって、そこに入っているデータをとりあえずはサーバー側に移行するわけですね。

○全国農業会議所 そうです。

○金丸座長 移行した先のフォーマットは1種類なわけでしょう。それが1種類なのかという質問。

そうすると、今度はそのサイズはどれぐらいのサイズなのですか。

今度、地図は主要5ベンダーがこの地図データベースというのをあたかも第1フェーズだとサーバー側に移行するようになっているのだけれども、そのときの地図データベースというのは一体どんなもので、どんなテクニカルな器の中に入っているものに5ベンダーのものが入るのか。それもサイズはどれぐらいか。もっと言うと、そうすると最初のフェーズ1で、最初は余り利用者も少なそうだったことで救われるかもしれないけれども、誰かヘビーユーザーがいて、がっとう使い始めたときにレスポンスタイム、使い勝手は本当に利用に耐えられる設計にしてください。私たちから言われたら、それはソフトバンク・テクノロジーさんというか業者さんにちゃんと正しく伝えなければいけないですよ。それがすごく私は気になっています。

フェーズ1が動き始めたときに、1,700の委員会の中にあつた90%のものは移行しましたとなると、その基にあつたものはその日からどうなるのですか。そちらは存在し続けて、

更新されて、更新された最新のものがずっと定期的か非定期的かサーバー側に送られてくるので、そうなると、ずっと農業委員会というか現場にマスターがありますね。これが更新元になってこちら側に送られてくるということなので、先ほど運用費というのは、今後センター側は一元化されてできるかもしれないけれども、引き続き更新をしていくというのは、1,700の農業委員会に手当てをしなければいけないこととなりますね。それが幾らぐらいになるのかなど。

それから、10%の農地台帳システムが入っていなかったところは地図もない、地図データベースもないのだから、この人たちはいきなりどうするのですか。今、手であるものを入力していくのか、今度のフェーズ1のものに一生懸命10%の農業委員会の人を入力していくのか。そうすると、入力していくとなると、その役務というか、その費用の手当ては今回の69億円の中に入っているのか。でも、この10%の人たちはフェーズ1には入っていないくて、クラウド型のフェーズ2に入っているのか。いっぱいたくさん質問したのだけれども、どうぞ。

○内閣官房(神成室長代理) まずキャパシティプランニングの話もあるので、基本的に1か月に1回の農業委員会ではこのデータは更新されないのです。しかも、伺ったら、実際には農閑期しかやらないから、年1回か2回しか更新しない。私、その辺はちょっと疑問があるのですが、とりあえず1か月に1回のプランニングで、実はフェーズ1に関しては、最初、システムに関しては全部1,700か所やるのは嫌だと言って、まずおっしゃっているように最初はレガシーがある。ただし、CSVでさくっとはくという形にしていたので、なるべくその費用は低減化しようという方針で今進めています。

今のままだと、おっしゃっているように二重帳簿になるので、フェーズ2でクラウドサービスの一環としてローカルに出すというものは出す。サーバーが複数種類をわざと置いてあるのはそれで、伺ったら農業委員会側で公開してはいけない情報もあると先ほどありましたので、いわゆる平気で外に出さないようなサーバーの中に各農業委員会用の領域を設けて、そこからクラウドサービスの一環として各農業委員会に使っていただくというのがフェーズ2までいったときの大きなイメージです。その段階で可及的速やかに、そちらをプライマリーにさせていただいて、もともと各農業委員会の持っているものは逆にどんどんレガシーを減らしていただくのが基本方針だとお考えください。

最初からそれをしたいのだけれども、いきなりは無理だったので、フェーズ1ではまずCSVでデータをはいてもらって、そのデータをアップロードしてもらおうというのが移行期として来年度に残ると考えてください。

それから御質問のありました残り1割に関しても、今回の予算内で手当てが入っています。

○金丸座長 フェーズ1。

○内閣官房(神成室長代理) フェーズ1から一応そこでデータを入れることになっています。

○金丸座長 追加で、5ページの絵で、今の神成さんの説明によると、各農業委員会からデータがCSVのファイルで来て、農地台帳システムと地図システムにここのこの絵は、CSVのファイルの絵と違っていいのですね。地図はちょっと置いておくと、農地台帳システム。

○全国農業会議所 そうです。

○金丸座長 だけれども、これは検索の条件を入れて引っ張り出せるようにならなければいけないから、これは右側にある箱を情報一元化して公開という箱でリレーショナルデータベースになるという絵ですか。

○全国農業会議所 はい。検索ができるようになります。

○内閣官房（神成室長代理） そういった意味でも、この絵が多分古い絵で、最新版のシステム構成だと、一元化して公開が2つに分かれていて、当然データベースは2個あって、要はニッチなデータベースがクローズで中にいろんな情報が入っていて、そこに情報が集約された後に、公開される情報だけが公開用のデータベースに移されてコピーされて、そこが公開用データベースとして全国に公開されるというイメージです。よろしいですか。

○金丸座長 そのときにCSVファイルでフラットファイルになってしまって、こちら側のリレーショナルのデータベースの器のテクノロジーは買って来たのだけれども、そこに格納するときにはちゃんと正規化をして、論理的、物理的にやってもらったものですよね。この中にそのまま入れてしまうような愚かなことは神成先生もつくっていないですね。

○内閣官房（神成室長代理） 愚かなようなことはしてくれないことを期待して、ベンダーさんに迫っているところでございますというのが本音です。

○金丸座長 専門的な話になってしまって。

どうぞ。

○本間専門委員 これは農水省に聴いた方が良いのかもしれませんが、今すぐは多分無理だと思いますが、経済情報をもっと入れないのかという話です。例えば、4ページに利用権設定の終期云々ということがありますが、簡単に言えば、これに地代の現状だとか売買したときの農地価格だとかという情報がやはり必要だと思うのです。それをどこまで盛り込むか。特に中間管理機構が農地を預かる場合に中間保有で地代を払っていくわけで、そういう地代がどこで幾らで払われているのかという情報は公開すべきだと思うのです。その辺りについて御意見をください。

○農林水産省（渡邊課長） 今の地代のお話については、世の中、普通の宅地でも実際に幾らでやり取りしたというのは公開されていないと思うのです。これは実際には相対で価格が決まりますから、幾らで借りている、借りていないというのは極めて個人的な情報だと思っておりますので、これについては公表しないのですけれども、中間管理機構とか農業委員会ですとか、そういう利用調整をやる機関はそれを知っておかないとできませんから、そういうところはちゃんとそういう情報が仕入れられるようにしようと思っていまして、それが先ほど来出ている非公開情報についてどうするかという部分とお考えいただければいいと思っています。

○金丸座長 よろしいですか。

渡邊専門委員、どうぞ。

○渡邊専門委員 その非公開情報の続きになるのですけれども、農地中間管理機構等で農地の集約を議論していたときに、結局、土地持ち非農家については、非常にフォローが難しくなる。特に相続が起きた場合に、誰が持っていてどこに住んでいるのかみたいなことが全く分からなくなるという、そこが一つの問題点として考えられていて、その解決に向けて、農地情報公開システムの活用というのが期待されるところなのですが、そういう情報の付加みたいなことというのは、いつ頃ぐらいまで待てばできるようになると考えればよろしいでしょうか。

○農林水産省（渡邊課長） 不在時の所有者がどこにいるのか分からない問題は、このシステムができるかできないかによって変わるわけでは基本的にはないと思っています。その点については、昨年の農地法改正、今年の4月から施行された農地法によって、まず農業委員会が調べに行き、所有者がどこにいるのか分からないということになりますと、この土地については誰が所有者か分かりませんという公示をすることになっていまして、それに一定期間後、6か月ですけれども、6か月後に手が挙がらなければ、中間管理機構がその権利を取得できるように県知事が裁定をすることができるという仕組みが組まれていますので、その方で、結局、所有者が分からないのだけれども、中間管理機構が権利を取得して、そういうものが農地台帳の上には出てくる。今、中間機構が借りていますよと。そこから転貸、受け手の人が借りたければ中間機構から借りてくださいというのがシステム上で分かるということになるかと思っています。

○渡邊専門委員 ありがとうございます。

○金丸座長 どうぞ。

○林委員 今の点で農水省にお伺いしたいのですが、今年の4月に施行されたこの制度、最終的に都道府県知事の裁定によって中間管理機構が農地中間管理権を取得できるように措置する。その結論まで至ったかどうかをこの1年やってみて調査して御報告いただくということをお願いしたいと思っているのですが、現時点ではどのような報告システムになっているのでしょうか。毎年1回というのがいつ調査するのかとか、意向調査というのを、今、現に農業委員会でやっているのか、現在施行後の状況はどうなっているのでしょうか。

○農林水産省（渡邊課長） 利用の意向調査というのは、現在、利用状況調査というのもやっていますけれども、そのときに合わせて実際にやるというのが現実的なものだと思いますけれども、この利用状況調査というのは大体夏ごろ、8月前後にやられる農業委員会が多いのではないかと考えておりますので、それに引き続いて意向調査もやるということなのだと思います。

それを踏まえて、もし所有者が分からないということだと、一定期間を置いて協議勧告をするということですから、8月だと半年経ってしまいますと次の年にいきますので、今年の報告というのに出てくるかどうかというのはありますけれども、この利用状況調査

の結果というのは、毎年1回ちゃんと報告を受けることになっておりますので、利用意向調査もそういう報告を受けることになっておりますので、その段階で協議勧告に行くかどうかのところまではまだ把握できないかもしれませんが、今後、利用状況調査とか意向調査の結果については御要望があればお示しをしたいと思います。

○林委員 是非、来年の早い段階で、これがちゃんと回っているかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○金丸座長 8ページ目のスケジュールなのですが、フェーズ1がシステムのテストが終わって仮運用が3月に始まって、一方で、フェーズ2が仮運用をしている最中にまた入札をして決定してしまうというのは、どうなのですか。仮運用して、実際出来栄を見てどれぐらいの難しさがあるとか、これぐらいならちゃんといけそうだと分かった後に入札公示とか決定した方が良いのではないのですか。これはこのときでなければいけない理由はなんですか。

○全国農業会議所 いずれにしても、4月1日に一応運用していくというフェーズ1を予定しております、そういう意味で言いますと、今後の段階で一応フェーズ1の開発自体が一応は終了するのですが、フェーズ1の仮運用の内容について、これも我々実施主体としても確認をしなければならないということにはなっておりますけれども、このところについては、システムコンサルタントの御助言から具体的には4月ぐらいからこの開発ができるような形でスケジュールを組んでいるというのが実態であります。

○金丸座長 どうぞ。

○内閣官房（神成室長代理） 御指摘はもっともだと思って、その方ができればいいとは思いますが、その場合は、今、システムコンサルの契約を多分変更しないといけない。システムコンサルは今年度契約になっていたもので、システムコンサルが入札まで一応やることが入っていたのです。そのシステムコンサルタントが、一応、今、フェーズ2の設計までしていますから、そこは責任を持ってフェーズ2の開発の入札まで見るということになると、この契約を見直して来年度にすることになれば、私的には、トータルでおっしゃっているようにシステム規模的にも十分4月以降の発注で開発が間に合うと思っておりますので、来年度に延ばした方がよく評価できるというのはそういうことも検討すべきだとは個人的に思います。

○金丸座長 それは誰が決められるのですか。延ばすとか延ばさないとか、農業会議所ですか。

○全国農業会議所 これは基金化なので、これは会議所、実施主体がそういう判断をして、具体的にコンサルタントと協議の上、決定するということになるかと思っております。

○内閣官房（神成室長代理） 費用の話もあると思うのですがね。

○金丸座長 でも、コンサル費用はまだ大したことではないのではないのですか。この入札もマイナンバーの入札と同じように異常な入札の1個なのです。だって、これは1社ではないのですか。1社応募で本来競争すべき人が競争しないでインテグレーターが1社立って、

既存のベンダーがこちら側についているわけでしょう。だから、そんな入札はもうやめてほしいし、今回、農業界の皆さんの行く末が懸かっていると思うので、このシステムの仮運用を見ていて、やってこられた人たちの評価もちゃんとやって出来栄も見えて、発注者も発注のやり取りから学習して次の入札から仮運用してみて、4月か5月ぐらいに決めればいいのではないですか。是非、そうしてほしいと思います。今日の前半は皆さんの要望を聴いたので。

○全国農業会議所 了解しました。具体的な内容については、前向きに対応していくようなことで検討させていただきたいと思います。

○長谷川委員 今、座長が口走ったことで気になったのですけれども、システムコンサルタントの入札は1社だったのですか。

○内閣官房（神成室長代理） システムコンサルというか、今、おっしゃったようなフェーズ1の開発がこれだけの連合の1社というか1グループ。

○長谷川委員 それは分かりました。システムコンサルタントはどうなっているのですか。

○全国農業会議所 正確に申し上げますと、システムコンサルタントも入札を行いました。このことについては、ここに書いてありますITbookさん1社でありました。ベンダーについては、グループが2つございました。その上で、今回ソフトバンク・テクノロジーさんになりました。

○長谷川委員 確認するけれども、入札したけれども、応募してきたのがITbook1社だったということですか。

○全国農業会議所 さようです。

○内閣官房（神成室長代理） これは私見ですが、フェーズ1とフェーズ2で、システムコンサルに入ると開発に入札できない、すなわち工程管理支援業者が、関連会社が開発はできないので、そういう入札制限を掛けてあったので、結果として、もともとこの分野をやっているところが多く手を引いてしまったということで、ITbookさん1社になったのではないかと私は思いました。

○長谷川委員 そのフェーズ2に行った場合は、システムコンサルタントとかはどういうふうになるのですか。

○内閣官房（神成室長代理） それは私もよく分からないのですが、とりあえず今の段階ですと、来年度は実際未定なのです。このシステムコンサルも最初入っていなかったのです。クレームをつけまして、別途第三者として入ってくる機関がないとおかしいから入っていただきたいと強く要望して、結局、1社入札だったのですが、それでこういう会社を別途設けていただいて、別途入札していただいて、そこに運営していただいて設計開発を公募するという形に変えていただいたという経緯が実はあります。来年度に関しましても、今、検討はしていただいているところです。現段階では、ITbookさんがフェーズ2の公募、入札までは面倒を見るということは決まっている段階で、それ以降、来年度の運用は、また逆に今の御指摘をいただいて協議してどういうふうにするかはまた改めて御報告でもい

いかもしれません。

○長谷川委員 くれぐれも透明性の確保をよろしくお願いいたします。

○金丸座長 よろしいでしょうか。

それでは、そろそろお時間になりましたので、本日はこの辺りにしたいと思います。農業委員会制度につきましては、後日、農水省から、次期通常国会に提出予定の法案の検討状況など、改めてお伺いしたいと思います。また、農地情報公開システムについては、来年4月の公開に向けて課題も分かっておりますので、是非、全国農業会議所の皆様は整備主体として注力していただくとともに、予算を拠出している農水省及び規制改革会議事務局は、その整備状況について、本日の議論も踏まえ、IT室と連携して適切にフォローしていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の規制改革会議農業ワーキング・グループを終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。